

徳島県ふるさと納税支援業務に係る公募型プロポーザル募集要項

1 目的

本要領は、徳島県（以下「本県」という。）のふるさと納税に係る業務の効率化を図るとともに、本県の魅力発信を通じたふるさと納税による寄附額の向上を図るために必要な業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式で選定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 徳島県ふるさと納税支援業務
- (2) 業務内容 別紙1「徳島県ふるさと納税支援業務に係る公募型プロポーザル仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日（月）まで
- (4) 委託料 委託料は、契約期間内（現時点で本県と契約を締結している事業者からの業務引継期間を除く。）に受け入れた寄附額にあらかじめ定める委託料率を乗じて算定した額
- (5) 委託上限額 16,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）
（寄附受入想定金額1.5億円）
※「徳島県ふるさと納税支援業務に係る公募型プロポーザル仕様書」の「4 業務内容の概要」及び「5 業務内容の詳細」に記載の業務の内、返礼品代金・配送料金を除いた経費とする。
※寄附件数の著しい増加等により、委託料が委託上限額を超える場合、委託料を増額する可能性がある（ただし、本県予算が措置された場合に限る。）。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該

申立てがなされていない者とみなす。

- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定されていないこと。もしくは行政処分等を受け 2 年を経過したこと。
- (7) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していること。
- (8) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
 - ① 成年被後見人又は被保佐人
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - ④ 暴力団の構成員等
- (9) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと思われる者でないこと。
- (10) 徳島県税及び国税の滞納をしている者でないこと。
- (11) 直近 3 年以内に他の地方公共団体で類似業務の受託実績を有するものであること。

4 スケジュール

内容	期日
公募開始（公告日）	令和 6 年 5 月 1 4 日（火）
質問書受付	令和 6 年 5 月 2 1 日（火）午後 5 時
質問書回答	令和 6 年 5 月 2 3 日（木）
参加表明書の提出	令和 6 年 5 月 2 4 日（金）午後 5 時
プレゼンテーション日程通知	令和 6 年 5 月 2 8 日（火）
企画提案書の提出	令和 6 年 6 月 3 日（月）正午
プレゼンテーション、審査結果の通知	令和 6 年 6 月上旬（日程は別途通知）
契約締結	令和 6 年 6 月上旬～中旬

5 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先
〒770-8570
徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地
徳島県企画総務部財政課
TEL : 088-621-2050 FAX : 088-621-2827
Mail : zaiseika@pref.tokushima.lg.jp

(2) 参加表明書の提出

① 提出書類及び部数 各1部

- ア 参加表明書(様式1)
- イ 実績調書(様式2)
- ウ 登記事項証明書
- エ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明
- オ 徳島県税の滞納がないことの証明(本県の課税事業者のみ)
- カ 直近2事業年度の決算書

※ウ～オの書類は発行日から3ヶ月以内のものであること。

② 提出期限：令和6年5月24日(金)午後5時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

③ 提出場所：(1)に同じ。

④ 提出方法：持参又は郵送(書留郵便に限る。)

(3) 企画提案書の提出

① 提出書類及び部数

- ア 企画提案書提出届(様式3) 1部
- イ 企画提案内容が分かる書類 9部

※「徳島県ふるさと納税支援業務に係る公募型プロポーザル仕様書」の「4 業務内容の概要」及び「5 業務内容の詳細」に記載の業務について記載すること。

※A4サイズ、カラー片面刷り、16ページ以内で作成すること(縦横は不問)。

- ウ 会社概要(様式4) 9部
- エ 業務執行体制(様式5) 9部
- オ 見積書(様式6) 9部

※返礼品代や配送料金を除いた手数料部分について見積もること。

② 提出期限：令和6年6月3日(月)正午必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

③ 提出場所：(1)に同じ。

④ 提出方法：持参又は郵送(書留郵便に限る。)

(4) 企画提案書の作成方法

「徳島県ふるさと納税支援業務に係る公募型プロポーザル仕様書」のとおり。なお、真に必要な場合を除き、個人の情報及びこれらを類推できるような事項を記載しないこと。

(5) 提出された応募書類の取扱い

- ① 提出された企画提案書は、本プロポーザル手続における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、徳島県情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- ② 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ③ 提出された応募書類は返却しない。

- ④ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。
- ⑤ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

6 質問・回答

- (1) 受付期間：公募開始日から令和6年5月21日（火）午後5時必着
- (2) 質問方法：質問書（様式7）に質問事項を記載し、電子メールにより5（1）に提出すること。また、電子メールを送信した後に、送信した旨の電話をすること。
- (3) 回答日時：令和6年5月23日（木）
- (4) 回答方法：質問書への回答は県ホームページ上に当該回答内容を公開するものとする。ただし、質問及び回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に係るものについては、質問者に対してのみ回答する。

7 審査方法及び評価基準

- (1) 評価基準
 - 別紙2「評価基準」のとおり
- (2) 審査方法
 - 提出された企画提案書の内容、プレゼンテーションについて、徳島県ふるさと納税支援業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が別紙「評価基準」に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を契約候補者として選定する。
 - なお、最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
 - ① 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は質疑を含めて計30分（プレゼン20分、質疑応答10分）とする。
 - ② 企画提案の追加資料の配付は禁止とするが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可とする。
 - ③ プレゼンテーションの説明者は、補助者を含めて3名までとする。
 - ④ 詳細な実施日時及び場所については、別途担当者に通知するものとする。
- (3) その他
 - 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。
 - ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ② 本募集要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
 - ③ 見積書の金額が、2（5）の委託上限額を超える場合
 - ④ 県の示す仕様を満たさない提案を行った場合
 - ⑤ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ⑥ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - ⑦ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

選定結果は、審査を受けた応募者の全てに対し、文書により通知するとともに県のホームページにおいて公表する。

9 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約保証金については免除する。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届出るものとする。
- (2) 企画提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、県が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (4) 企画提案書を提出した後、企画提案書及び見積書等の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、県から指示があった場合を除く。
- (5) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
ただし、契約業務の一部を委託する場合について、本県の承諾を得た場合は、この限りではない。